

安芸市林業新規就業者確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、安芸市林業新規就業者確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業新規就業者 安芸市における林業就業経験が通算で5年未満の者をいう。
- (2) 住居費 賃貸借契約に定められた賃借料（共益費、管理費、同一敷地内の駐車場使用料等も含む。）をいう。
- (3) 引越費用 旧住居から新住居への荷物の運搬に要する費用をいう。

(補助目的)

第3条 市長は、林業新規就業者（以下「新規就業者」という。）の確保及び育成を図るため、本市での新規就業者及び新規就業者を雇用する林業事業体（以下「補助事業者」という。）に対し、次の各号の事業区分に応じて予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 林業新規就業者住居費補助事業
- (2) 林業資機材購入費補助事業
- (3) 林業新規就業者引越費用補助事業
- (4) 林業新規就業者住居確保費補助事業

(事業の内容等)

第4条 補助の条件、補助対象経費及び補助金額は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 前条第1号、第3号及び第4号の事業が対象とする期間は、新規就業者が就労開始から満5年を迎えるまでとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（別紙1-1）に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 林業新規就業者住居費補助事業
 - ① 住居の賃貸借契約書（写し）
 - ② 研修を修了した者にあつては修了証明書（写し）
 - ③ 実務経験を有する者にあつては実務経験証明書（参考様式）
 - ④ 雇用される者にあつては就労証明書又は内定通知書（写し）

- ⑤ 市税の滞納がない証明
- (2) 林業資機材購入費補助事業
 - ① 購入資機材の見積書（写し）
 - ② 市税の滞納がない証明（自伐型林業従事者の場合のみ）
- (3) 林業新規就業者引越費用補助事業
 - ① 住居の賃貸借契約書（写し）
 - ② 雇用される者にあつては就労証明書又は内定通知書（写し）
 - ③ 見積書（写し）又は領収書（写し）
 - ④ 市税の滞納がない証明
- (4) 林業新規就業者住居確保費補助事業
 - ① 住居の賃貸借契約書（写し）
 - ② 雇用される者にあつては就労証明書又は内定通知書（写し）
 - ③ 見積書（写し）又は領収書（写し）
 - ④ 市税の滞納がない証明
- 2 新たに自伐型林業に従事する者については、前項に定めるもののほか、施業地の所有者と締結した委託契約書の写しを提出するものとする。
- 3 交付申請は、補助対象事業等の開始前に行わなければならない。ただし、同条第1号、第3号及び第4号の補助事業については、この限りではない。

（補助金の交付決定）

- 第6条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付（変更）決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、交付申請をした者が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
- 2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

（補助事業の変更）

- 第7条 補助金交付決定を受けた補助事業者が、第5条に規定する申請内容について変更しようとするときは、あらかじめ補助金計画変更承認申請書（様式第3号）及び変更事業計画書（別紙3-1）に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金額の30パーセント以内の減額、あるいは補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 林業新規就業者住居費補助事業 賃貸契約書（写し）
 - (2) 林業資機材購入費補助事業 購入資機材の見積書（写し）
 - (3) 林業新規就業者引越費用補助事業 見積書（写し）
 - (4) 林業新規就業者住居確保費補助事業 見積書（写し）

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)及び事業実績書(別紙4-1)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、第3条第1号の規定による補助事業については林業新規就業者住居費補助事業請求書(様式第5号)に、第3条第2号の規定による補助事業については林業資機材購入費補助事業請求書(様式第6号)、第3条第3号及び第4号の規定による補助事業については林業新規就業者(引越費用・住居確保費)補助事業請求書(様式第7号)に領収書等支出を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第3条第1号の規定による補助事業について規則第11条のただし書きに規定する補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第8号による概算払請求書及び見積書等金額の根拠となる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、もしくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部、もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
 - (2) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (3) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
 - (4) 補助事業者が別表2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。
- 2 返還を求める金額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)は別表3のとおりとする。

(状況報告及び調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は就業状況の報告として、就労開始から満5年を迎えるまでの間、1年ごとに次の書類を提出するものとする。ただし、林業新規就業者住居費補助事業を継続して申請する場合においては提出の必要はないものとする。
- (1) 雇用されている者にあつては就労証明書
 - (2) 自伐型林業に従事している者にあつては、施業地の所有者と締結した委託契約書(写し)

(情報公開)

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、安芸市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 7 条第 1 項に規定する非開示項目以外の項目は開示するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 2 9 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 2 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 12 日から施行し、令和 7 年 3 月 1 日から適用する。

別表 1

事業区分	補助の条件	補助対象経費	補助率
林業新規就業者住居費補助事業	本市で林業事業体に雇用される新規就業者においては次の 1～4、新たに自伐型林業に従事する者においては次の 1～5 のいずれにも該当すること。 1 義務教育を修了し、就業開始時点において 18 歳以上 55 歳未満である者。 2 補助事業申請時において、本市に住所を有する者。 3 5 年以上林業に従事する意志がある者。 4 市税の滞納がない者。 5 高知県小規模林業推進協議会に加入している者。	補助事業者が市内の賃貸住宅で居住する場合の賃借料。 ただし、交付決定日の属する月以降に支払った賃借料（日割家賃を含む）を対象とする。	1 林業大学校専攻課程修了者又は林業分野において 2 年以上の実務経験を有する者。 3/4 以内 2 林業大学校基礎課程修了者又は林業専門機関が実施する林業研修を受け新たに自伐型林業に従事する者。 2/3 以内 3 上記以外 1/2 以内 ただし、1 ヶ月当たり 50 千円を上限として、60 月以内。千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。
林業資機材購入費補助事業	1 本市に事業所を有し、「育成経営体」又は「意欲と能力のある林業経営者」として高知県に認定されている事業体であること。 2 本市で新たに自伐型林業に従事する者で、次のいずれにも該当する者。 (1) 義務教育を修了し、就業開始時点において 18 歳以上 55 歳未満である者。 (2) 補助事業申請時において、本市に住所を有する者。 (3) 5 年以上林業に従事する意志がある者。 (4) 市税の滞納がない者。 (5) 高知県小規模林業推進協議会に加入している者。	林業事業体が、林業新規就業者を雇用する場合又は新たに自伐型林業に従事するものが、林業従事に必要な資機材を購入する費用。 (対象となる資機材) 安全ヘルメット、安全ズボン、安全ブーツ、チェーンソー、チェーンソー防護服、防護眼鏡、防塵ゴーグル、イヤーマフ、耳栓、防蜂網、脛あて、腰痛予防器具、熱中症対策用品、林業用アシストスーツ、呼子、ウェザースーツ（防湿防水服）等	定額。ただし、200 千円を上限とする。

事業区分	補助の条件	補助対象経費	補助率
林業新規就業者引越費用補助事業	本市で林業事業体に雇用される新規就業者においては次の１～４、新たに自伐型林業に従事する者においては次の１～５のいずれにも該当すること。 1 交付申請は、引越し完了日（領収書の日付）又は本市への転入日（住民票異動日）のいずれか遅い日から３ヵ月以内であること。 2 義務教育を修了し、就業開始時点において１８歳以上５５歳未満である者。 3 ５年以上林業に従事する意志がある者。 4 市税の滞納がない者。 5 高知県小規模林業推進協議会に加入している者。	引越業者等（貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業の許可を受けた業者又は貨物軽自動車運送事業の届出を行った業者に限る）に依頼して行う、荷物の運搬に要する経費。 ただし、市外からの転入に限るものとし、旧住居から新住居への荷物の運搬を対象とする。 ※以下に該当するものは対象外とする。 ・引越業者又は運送業者が提供する引越プランを用いない、単なる宅配便での運搬費用 ・引越にともない店舗等で新たに購入した家財等の商品配送費用 ・業者を使わず自ら運搬を行うための車両のレンタル費用 ・不用品の処分費用	定額。ただし、２００千円を上限とする。
林業新規就業者住居確保費補助事業	本市で林業事業体に雇用される新規就業者においては次の１～４、新たに自伐型林業に従事する者においては次の１～５のいずれにも該当すること。 1 交付申請は、支払日（領収書の日付）から３ヵ月以内であること。 2 義務教育を修了し、就業開始時点において１８歳以上５５歳未満である者。 3 ５年以上林業に従事する意志がある者。 4 市税の滞納がない者。 5 高知県小規模林業推進協議会に加入している者。	住居確保のために支払った礼金、仲介手数料等。ただし、市外からの転入に限る。	補助対象経費の３／４以内で上限２００千円。ただし、１回限りとする。

別表 2（第 10 条関係）

- (1) 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第 11 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 3（第 10 条関係）

事業区分	初回交付決定日からの 経過年数	返還すべき金額
(1) 林業新規就業者 住居費補助事業	1 年未満	支出済み補助金総額の 100%
	1 年以上 2 年未満	支出済み補助金総額の 80%
(3) 林業新規就業者 引越費用補助事業	2 年以上 3 年未満	支出済み補助金総額の 60%
(4) 林業新規就業者 住居確保費補助事業	3 年以上 4 年未満	支出済み補助金総額の 40%
	4 年以上 5 年未満	支出済み補助金総額の 20%

※ただし、上記の返還については、就労開始から満 5 年を迎えるまでの適用とする。